

参 考 资 料

参考資料目次

資料 1	東京都エイズ対策基本方針	45
資料 2	東京都のエイズ対策事業体系図	48
資料 3	エイズ対策年表	49
資料 4	エイズ対策に係るポスター等の推移	53
資料 5	東京都エイズ対策推進会議設置要綱	65

東京都エイズ対策基本方針

4 衛福結第 203 号
平成 4 年 7 月 3 日知事決定
9 衛福工第 65 号
平成 9 年 5 月 29 日改正
11 衛福工第 317 号
平成 12 年 3 月 17 日改正

1 エイズをとりまく状況

H I V の感染拡大は世界的に深刻な状況にあり、全国的にも東京都においても H I V 感染者は増加の一步をたどっている。一方、エイズに関する相談・検査件数は減少し、危機感の低下が懸念される中で、法に基づいて把握されている数の何倍もの潜在感染者が感染に気づかず生活していると推定されている。

H I V 感染症は、まだ決定的な治療法は確立していない。しかし、最近では様々な薬の開発によって、発症を遅らせることができるようになり、また、医療事故時の予防投薬の可能性も見え始めている。感染予防に加えて早期発見、早期治療がますます重要になっており、療養期間の長期化に伴い感染者への支援もこれまで以上に求められている。

H I V 感染者が集中している東京都では、感染した人たちも安心して生活できる体制を整えるとともに、新たな感染をできる限り防止するよう、社会全体で取り組んでいく必要がある。

2 エイズ対策の基本的考え方

エイズ対策は、保健・医療だけでなく、教育、労働、福祉、文化など様々な分野にわたる総合行政である。東京都では、次のことを目標として、区市町村とも協力しながら全庁をあげて推進していく。

(1) 感染拡大の防止

H I V 感染症は、予防行動をとらなければ、だれもが感染する可能性がある。しかし、正しい知識と行動により、確実に予防することが可能である。都民の一人ひとりがこの病気を正しく理解し行動することによって、感染の拡大を防止していく。

(2) 医療の確保と感染者への支援

H I V 感染者が安心して適切な医療を受けることができるよう、医療体

制を確保する。また、保健・医療・福祉の連携を図り、相談から在宅での療養支援までを総合的に行っていく体制を整える。

(3) 偏見のない社会づくり

エイズに対しては、職場や学校、地域などで、差別や偏見が依然として存在している。HIVに感染した人たちが生活していく上で大きな障害であり、これを解消することがエイズ対策上も重要な課題である。だれもが正しい認識のもとに、感染者に対して理解ある行動をとることによって、偏見のない社会をつくりあげていく。

3 施策の体系

(1) 普及・啓発活動の強化

感染予防と、感染者が安心して生活できる社会の実現に向けて、あらゆる機会をとらえて、最新情報に基づく効果的な普及・啓発活動を実施する。

ア 様々な広報媒体を活用して、効果的な普及・啓発活動を実施するとともに、東京都エイズ予防月間に、重点的なキャンペーンを展開する。

イ 小・中学校、高等学校等において、教育課程に位置づけ、エイズ教育を行う。

ウ 家庭や地域社会で、地域保健活動や社会教育活動などを通じて、エイズに関する普及・啓発活動を実施する。

エ 企業等に対して、エイズに関する方針の確立、プライバシーの保護と差別のない雇用管理、社内教育などの取組を行うよう働きかける。

オ 青少年、外国人、海外渡航者、同性愛者、風俗関連営業の従事者及び利用者など、対象別に効果的な普及・啓発を行う。

(2) 相談・検診体制の充実

ア プライバシーの保護に配慮しつつ、都民が気軽に安心してエイズ相談が受けられる体制を整備する。

イ 早期発見、早期治療に結びつくように、感染不安のある都民が受けやすい検査体制を整備する。検査時には、相談を充実するとともに、正しい知識の啓発に努める。

(3) 医療体制の整備

ア エイズ診療協力病院の確保と相互の連携を進めるとともに、一般医療機関とのネットワーク化を図り、地域の医療機関でのエイズ診療への取組を推進する。

イ エイズ診療を進めるため、医療機関への支援と医療従事者への意識啓発を行う。

(4) 療養支援体制の確保

ア 保健所を中心とした保健・医療・福祉の連携を強化し、HIV感染者の在宅での療養を支援する体制を整える。

イ HIV感染者や家族の不安を軽減し、心理的・社会的なサポートを行う体制を確保する。

(5) 調査・研究の充実

ア 効果的な施策実施に反映できるよう、対策推進に必要な調査・研究を充実する。

イ 都民のニーズを把握するため、定期的に意識調査を実施する。

4 エイズ対策の推進体制

この基本方針に基づいてエイズ対策を全庁で総合的に推進するため、年度ごとに実施計画を策定する。推進に当たっては、関係局で構成する「東京都エイズ対策推進会議」で調整を行い、学識経験者からなる「東京都エイズ専門家会議」と十分に連携を図りながら進めていく。

なお、基本方針は、医療の進歩や社会状況の変化に応じて見直すこととする。

5 区市町村、国、民間団体等との協力

エイズ対策を推進するには、区市町村はもとより国や近隣自治体との連携を深め、民間団体とも協力して、多面的な視点から取り組んでいくことが重要である。

(1) 区市町村との連携

都と区市町村が、相互に連携・協力して施策を充実する。

(2) 近隣自治体との連携

他府県や近隣自治体と定期的に情報交換・協議を行いながら、施策の推進を図る。

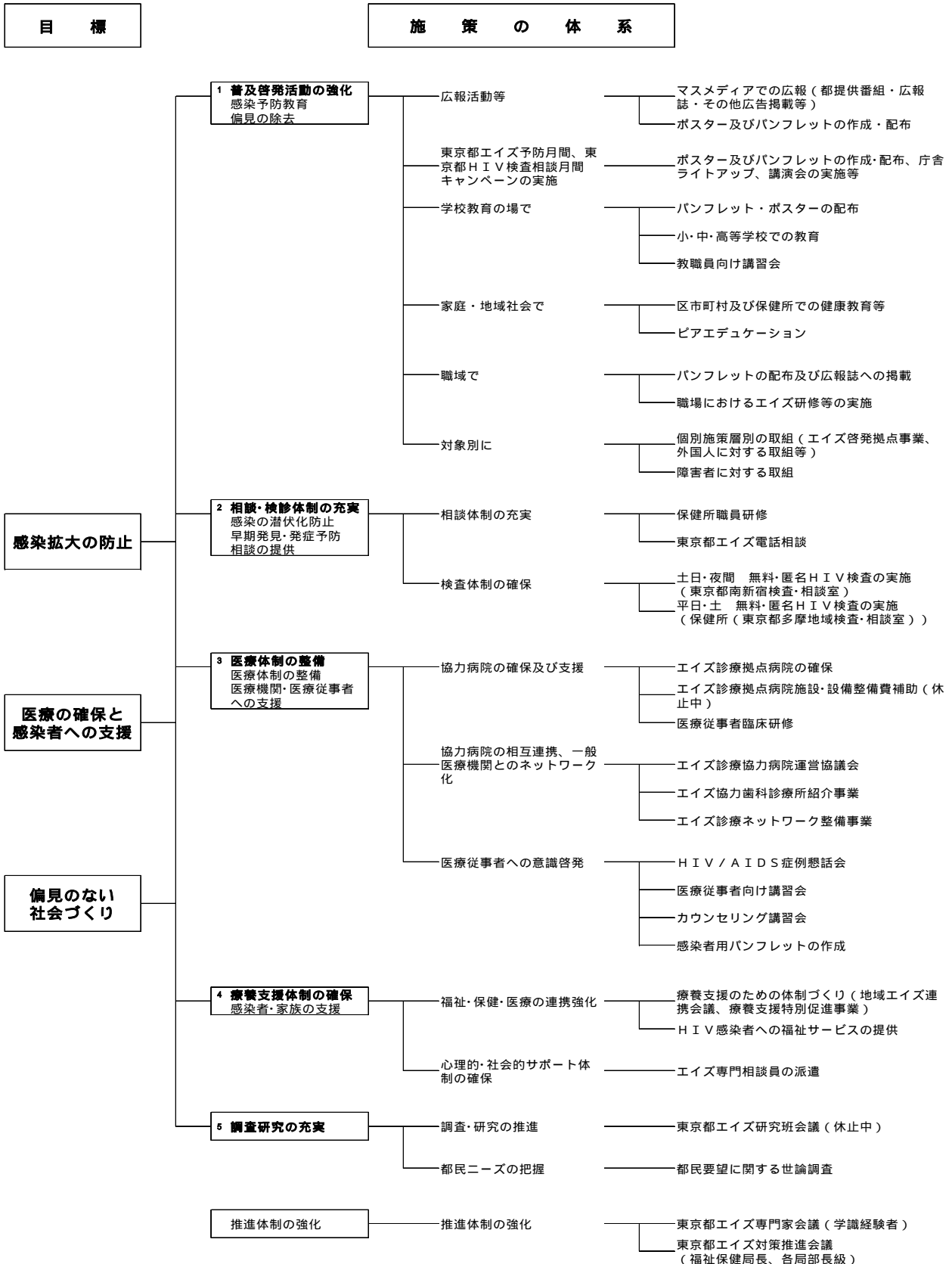
(3) 国への働きかけ

治療法の研究開発、全国的な医療体制の充実、HIV感染者への公的援助制度の整備などを国に働きかける。

(4) 民間団体との協働

民間団体に対しては、自主的な取組を前提にその活動を支援し、行政と民間とが協働して、施策の効果を高めていくように努める。

東京都のエイズ対策事業体系図



エイズ対策年表

年	西暦	世界の動向	国の動向	東京都の動向
昭和56年	1981	アメリカ合衆国で男性同性愛者にカリニ肺炎		
昭和57年	1982	エイズ定義成立 アメリカ合衆国で非加熱製剤使用による感染が判明		
昭和58年	1983	アメリカ合衆国で異性間感染のエイズ HIV-1を発見 WHO国際エイズ専門家会議開催	厚生省エイズ研究班発足・エイズ診断基準作成	エイズ研究会発足(85年まで)
昭和59年	1984	アメリカ合衆国 患者数5,636人	サーベイランス開始(協力機関: 600)	サーベイランス協力機関: 44病院
昭和60年	1985	アメリカ合衆国エイズ患者数12,000人以上 世界患者数14,000人(WHO 9月発表) 第1回国際エイズ会議開催	我が国最初の症例を公表(男性同性愛者) 日本で、加熱製剤認可(認可までに輸入非加熱製剤を使用した血友病患者が感染)	都立病院で専門相談窓口・専門外来設置 保健所でリーフレット配布
昭和61年	1986	世界患者数20,000人以上(WHO 1月発表) WHO/CDCエイズ診断手引き作成 HIV-2を発見	献血血液に対する抗体検査開始 外国人女性の感染を公表(松本) 厚生省エイズ対策専門家会議設置	医療従事者向け講習会開始 防疫対策審議会が調査研究体制の早期整備、保健所相談窓口の開設の2点を都に要望
昭和62年	1987	世界感染者5,000万人(WHO 6月発表) アメリカ合衆国、AZT(治療薬)を認可	日本人女性の感染を公表(高知・神戸) エイズ問題総合対策大綱を決定 「HIV感染症診療の手引き」作成 エイズ予防財団設立	知事コメント「都におけるエイズ対策推進について」発表 エイズテレホンサービス開始 都保健所における相談・検診の開始 エイズ相談指導マニュアル作成
昭和63年	1988	WHO「世界エイズデー」提唱	HIV感染者1,000人以上 エイズ研究センター、医療情報センター設置 「HIV母子感染予防ガイドライン」作成	都区エイズ対策連絡会議設置 海外渡航者向けリーフレット発行 エイズ専門相談員制度発足
平成元年	1989		エイズ患者(除凝固因子製剤)100人以上 薬剤エイズ訴訟開始 血液製剤のHIV感染被害救済事業開始 「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」施行	保健所で匿名検査開始 母子感染予防用リーフレット発行
平成2年	1990	世界患者数20万人以上(WHO 1月発表)	「HIVとカウンセリング」作成 日本初の母子感染を確認	ゲイ向けパンフレット発行
平成3年	1991	世界推定患者数150万人・推定感染者数1,000万人(WHO 1月発表) アメリカ合衆国、ddI(治療薬)を認可		外国人向けリーフレット発行(7ヶ国語)

平成4年	1992	世界患者数50万人超(WHO 6月発表) アメリカ合衆国、ddC(治療薬)を認可	厚生省エイズ対策委員会設置 エイズ問題総合対策大綱改正 HIV感染者のホテル宿泊拒否 厚生省「エイズストップ作戦本部」設置	東京都エイズ対策基本方針策定 エイズ対策室発足 東京都エイズ予防月間創設 エイズ専門家会議設置
平成5年	1993	世界の患者数61万人以上、推定患者数250万人、推定感染者数1,300万人(WHO 1月発表) 新エイズ診断基準採用	日本エイズストップ基金設立 HIV検査の実施について通知 エイズ診療拠点病院の設置に係る通知	保健所無料検査開始 南新宿検査・相談室の開設(平日夜間)
平成6年	1994	世界の患者数85万人以上(WHO 1月発表)、推定患者数400万人、推定感染者数1,700万人(WHO 6月発表) パリエイズサミット開催	国際エイズ会議(横浜) エイズ診断基準の改定	陽性者支援のための冊子「たんぼぼ」作成 夜間電話相談の開始
平成7年	1995	世界エイズ患者数102万人以上(WHO 1月発表)	新エイズ診断基準採用 血液凝固因子製剤による非血友病HIV感染者調査実施	HIV/エイズ症例懇話会開始 エイズ診療拠点病院の指定・公表(当時20医療機関) エイズ診療協力病院運営協議会設置
平成8年	1996	世界推定患者数840万人、推定生存感染者数2,260万人(WHO 国連エイズプログラム(UNAIDS)発足)	薬剤エイズ訴訟和解成立 エイズ拠点病院の公表 (このころ、多剤併用療法(HAART)の導入)	エイズ診療従事者臨床研修派遣事業開始 「血液凝固因子製剤による非血友病HIV感染者調査」における対象医療機関の情報提供
平成9年	1997	世界推定患者数1,290万人、推定生存感染者数3,000万人(WHO 11月発表)	国立国際医療センター(現:国立国際医療センター戸山病院)内にエイズ治療・研究開発センター設置 エイズ診療ブロック拠点病院の設置 針刺し後のHIV感染防止のための予防服用マニュアル	東京都エイズ対策基本方針改正 予防薬の配置
平成10年	1998		障害者認定開始(免疫機能障害)	
平成11年	1999	世界患者報告数1,987,217人、推定生存感染者数3,340万人(WHO 11月発表)	感染症法成立(エイズ予防法廃止) エイズ予防指針制定	HIV感染者の療養支援に関する都区合同プロジェクトチーム「HIV感染者の療養支援の確立に向けて」報告
平成12年	2000	世界患者報告数2,312,860人、推定生存感染者数3,610万人(WHO) 九州・沖縄サミット開催。HIV・エイズ、結核及びマラリア等の感染症の問題について、具体的目標値を掲げ、取り組みを強化することで合意	「HIV母子感染予防対策マニュアル」発行	

平成13年	2001	推定生存感染者数4,000万人(WHO)		エイズ対策室と結核感染症課を統合 エイズ・ピア・エデュケーション事業開始 エイズ協力歯科診療所紹介事業開始
平成14年	2002	推定生存感染者数4,200万人(WHO)	「HIV母子感染予防対策マニュアル」改訂	
平成15年	2003	推定生存感染者数4,000万人(WHO)		南新宿検査・相談室で休日の検査を開始
平成16年	2004	推定生存感染者数3,940万人(WHO)	「HIV母子感染予防対策マニュアル」改訂	
平成17年	2005	推定生存感染者数4,030万人(WHO)	「HIV感染症の歯科治療マニュアル」発行 第7回アジア・太平洋地域エイズ国際会議(神戸)	多摩地域検査・相談室で土曜日の即日(迅速)検査開始(月1回)
平成18年	2006	推定生存感染者数3,950万人(WHO)	エイズ予防指針改定 東京都を含む16の重点自治体を指定 障害者自立支援法成立 中核拠点病院の設置に関する通知 「HIV診療における外来チーム医療マニュアル」発行 「医療相談員のための外国籍HIV陽性者療養支援ハンドブック」発行 「男性同性間のHIV感染対策に関するガイドライン」発行 「地方自治体のためのエイズ啓発プログラムのためのガイドライン」発行 「HIV検査相談における説明相談の事例集」発行 「HIV母子感染予防対策マニュアル」改訂	普及啓発拠点「ふぉー・てぃー」試行的開設 多摩地域検査・相談室の規模拡充(月2回)
平成19年	2007	推定生存感染者数3,320万人(WHO)		東京都HIV検査・相談月間創設 普及啓発拠点「ふぉー・てぃー」通年開設 多摩地域検査・相談室の規模拡充(週1回) エイズ診療中核拠点病院2箇所指定 エイズ診療ネットワーク事業開始 療養支援特別促進事業開始 冊子「たんぼぼ」改定
平成20年	2008	洞爺湖サミット開催「国際保健に関する洞爺湖行動指針」提言	「HIV母子感染予防対策マニュアル」改訂	エイズ診療中核拠点病院1箇所指定 エイズ専門家会議中間報告発表

エイズ対策に係るポスター等の推移
(昭和 61(1986)年度から平成 20(2008)年度まで)

東京都は、保健所での相談・検診を開始した昭和 61(1986)年度以降、普及啓発のためのポスター等を毎年制作しています。

この度「エイズ対策の新たな展開」をまとめるにあたり、過去の都の施策や社会情勢・疾病概念の変化を端的に示すものとして、過去のポスター等を一覧にしました。

これらポスター等の中には、発行当時大きな話題となったものがある一方、疾病概念等が変化した現在の目から見ると問題があるように思えるものも入っていますが、エイズの普及啓発に関する考え方の変遷をお見せするため、あえてそのまま掲載しました。

ポスター等に記載されている電話番号等についてはその当時のものであり、現在では使われていないものも掲載されています。

<昭和 61 年度>

『正しい知識が身を守る
知っていますか エイズ』



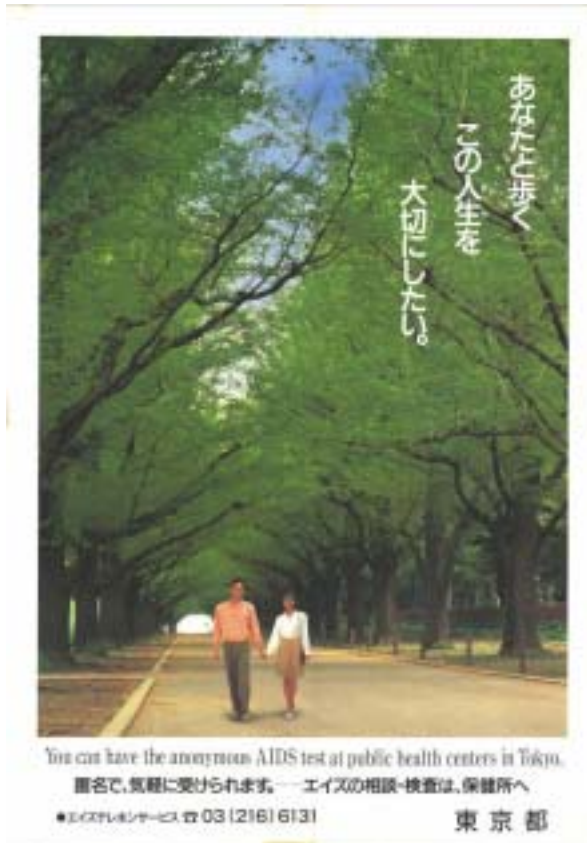
<昭和 62 年度>

『あなたを守るのは、あなた自身です。』



<昭和 63 年度>

『あなたと歩くこの人生を大切にしたい。』



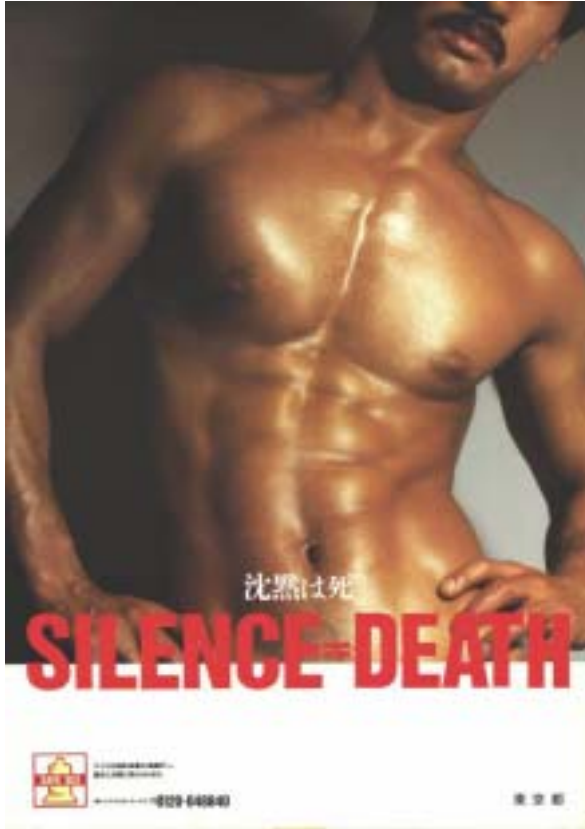
<平成元年度>

『大切な人がいるから、エイズについて考える。』



<平成元年度>

『沈黙は死 SILENCE=DEATH』



<平成2年度>

『好きん!? SAFE SEX』



<平成3年度>

『もう知らないでは済まされない』

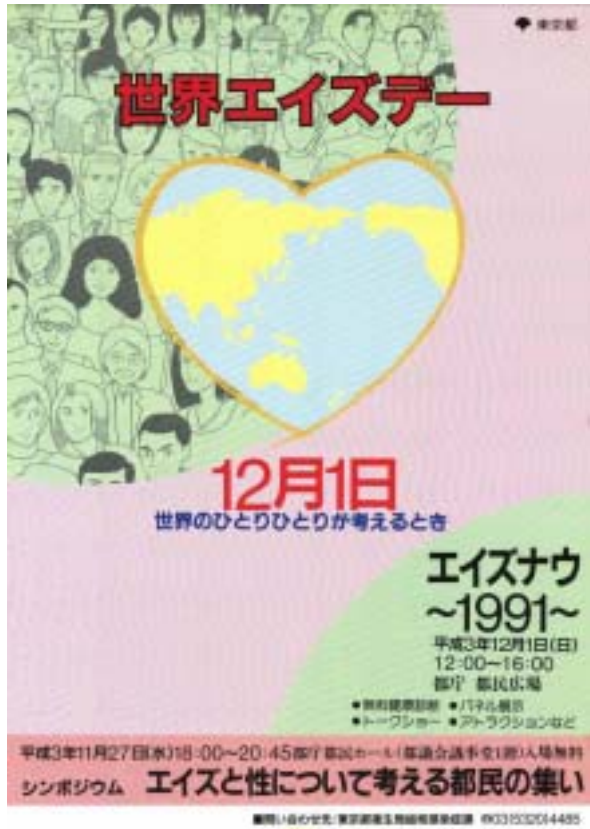
『君はどのくらいエイズについて知っているか』



<平成3年度>

『世界エイズデー 12月1日』

『世界のひとりひとりが考えるとき』



<平成4年度>
『STOP AIDS』



エイズは、あなたと、あなたの子どものための問題です。
だから、自分のこととして真剣に考えてください。

エイズへの不安を抱えているだけでは、何にもなりません。
だから、勇気を出してエイズ検査を受けてください。

エイズは、予防できる病気です。
だから、みんなで行動を起こしてください。

エイズや偏見と闘っている人たちがいます。
だから、あなたから生きる力をかしてあげてください。

0120-048840 03-5320-4485 東京都



今、世界で、
エイズ患者数は、85万人
感染者数は、1,500万人以上

STOP AIDS

エイズは、あなたと、あなたの子どものための問題です。
あなたから、話しはじめてください。

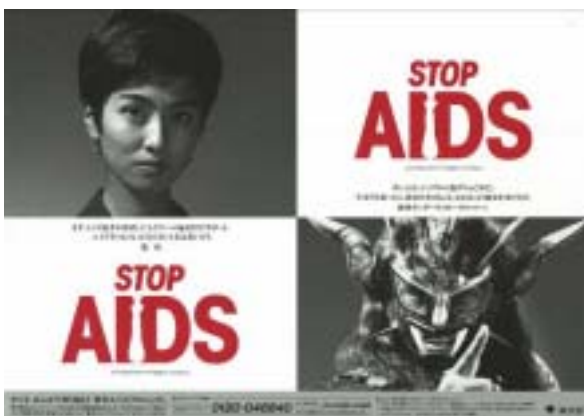
エイズは予防できる病気です。
あなた自身から、あなたを守ってください。

エイズから守るために必要です。
あなたから、正しいコンドームを使ってください。

エイズに対する行動の第一歩です。
あなたから、エイズ検査を受ける勇気を出してください。

エイズや偏見と闘っている人たちがいます。
あなたから、支えてください。

0120-048840 03-5320-4485 東京都





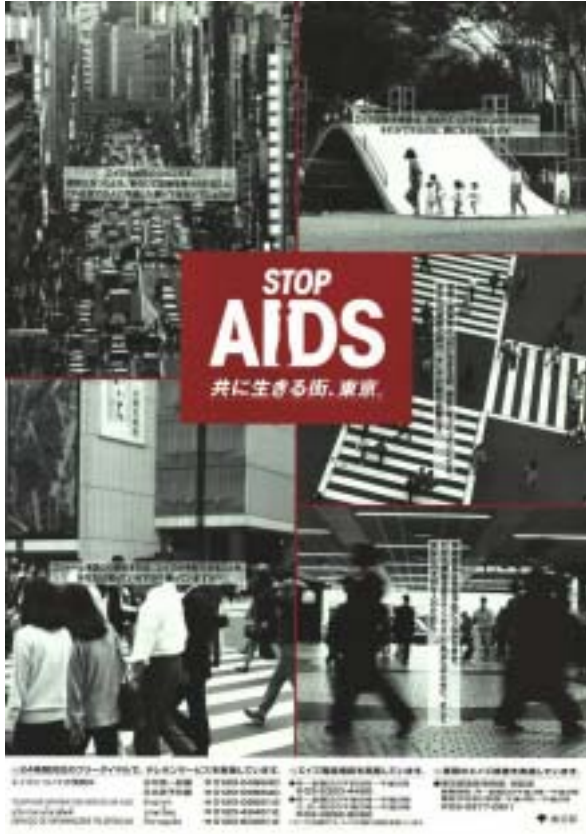
<平成5年度>

『STOP AIDS いま、動き始める時。』



<平成6年度>

『STOP AIDS 共に生きる街、東京。』



<平成7年度>

『結果は本人だけ。』『名前は絶対内緒。』



<平成8年度>

『私たちに、できることがあります。』



<平成 9 年度>

『 / 無関心。』

“知らない、気にしない”ではられない。』



<平成 11 年度>

『忘れていませんか、エイズのこと。』



<平成 10 年度>

『エイズに必要なもの、』

それは「正しい知識」である。』



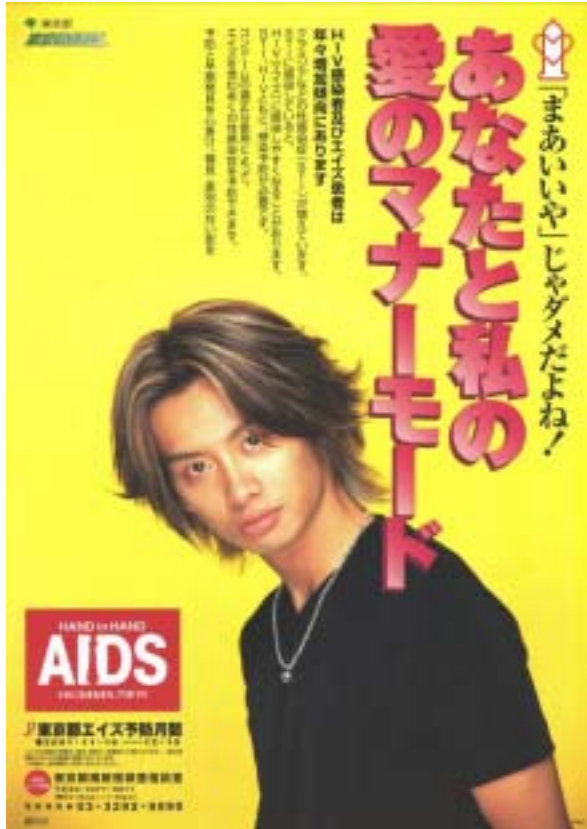
<平成 12 年度>

『エイズのこと、ちゃんと知ってる?』



<平成 13 年度>

『あなたと私の愛のマナーモード』



<平成 14 年度>

『コンドーミング宣言！』



<平成 15 年度>

『「いま」を知ってほしい。』



<平成 16 年度>

『可能性はゼロではありません。』



<平成 17 年度>

『私たち、エイズ検査を受けようと思う。』



STOP AIDS 私たち、エイズ検査を受けようと思う。

1日1人以上のペースで最新のエイズは増えつつあります。

東京都エイズ予防月間 11月16日▶12月15日

エイズの相談や検査は、匿名・無料で、保健所で受けられます。

エイズ検査の相談や検査は、匿名・無料で、保健所で受けられます。

ホームページ <http://www.kakudshokan.metro.tokyo.jp/>



STOP AIDS 私たち、エイズ検査を受けようと思う。

1日1人以上のペースで最新のエイズは増えつつあります。

東京都エイズ予防月間 2005年11月16日▶12月15日

エイズの相談や検査は、匿名・無料で、保健所で受けられます。

エイズ検査の相談や検査は、匿名・無料で、保健所で受けられます。

ホームページ <http://www.kakudshokan.metro.tokyo.jp/>

<平成 18 年度>

『私たち、エイズ検査を受けようと思う。』



STOP AIDS 私たち、エイズ検査を受けようと思う。

1日1人以上のペースで最新のエイズは増えつつあります。

HIV検査普及週間 2006年6月1日▶6月7日

エイズの相談や検査は、匿名・無料で、保健所で受けられます。

エイズ検査の相談や検査は、匿名・無料で、保健所で受けられます。

ホームページ <http://www.kakudshokan.metro.tokyo.jp/>



STOP AIDS 私たち、エイズ検査を受けようと思う。

1日1人以上のペースで最新のエイズは増えつつあります。

HIV検査普及週間 2006年6月1日▶6月7日

エイズの相談や検査は、匿名・無料で、保健所で受けられます。

エイズ検査の相談や検査は、匿名・無料で、保健所で受けられます。

ホームページ <http://www.kakudshokan.metro.tokyo.jp/>

<平成 18 年度>

『エイズは他人事ではありません 私たちの問題です』



<平成 19 年度>

『Let's GO&CHECK』



<平成 19 年度>

『感染は、止められる。あなたから。』



<平成 20 年度>

『教えて！HIV検査』

教えて！ HIV検査

検査を受けること、
友達や恋人に
言わない？

検査の結果は、
いつまでか？

検査の結果は、
誰かに知らせる？

検査の結果は、
誰かに知らせる？

検査の結果は、
誰かに知らせる？

HIV検査は
匿名、無料、保健所で、
プライバシーが守られます。
他の性感染症の検査も実施、
電話だけでもOKです。

東京都HIV検査・相談月間
2008年6月1日～6月30日

STOP AIDS 東京都南新宿検査・相談室
TEL 03-3377-0811

東京都エイズ電話相談
TEL 03-3292-9090

<http://www.tokyo-hiv-test.metro.tokyo.jp/tyo/kansew/0808/>

<平成 20 年度>

『エイズのこと意識したのいつ?』

STOP AIDS

あの日

エイズのこと意識したのいつ?

エイズの相談や検査は、**匿名・無料**で、保健所で受けられます。
また、性感染症の検査も同時に行っています。

東京都南新宿検査・相談室 TEL 03-3377-0811

東京都エイズ電話相談 TEL 03-3292-9090

東京都エイズ予防ホームページ <http://www.tokyo-hiv-test.metro.tokyo.jp/tyo/kansew/0808/>

コンドームの正しい使用で、エイズは防げます。

東京都エイズ予防月間 11月16日～12月15日

東京都

東京都エイズ対策推進会議設置要綱

第1 設置

東京都におけるエイズ対策を効果的に推進し、エイズのまん延を防止するため、東京都エイズ対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

第2 協議事項

推進会議の協議事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 東京都におけるエイズ対策の推進に関すること。
- (2) エイズ対策の推進にかかわる各局間の連携・調整に関すること。
- (3) その他エイズ対策の推進上必要な事項に関すること。

第3 構成

推進会議は、別表1に掲げる職にある委員をもって構成する。

第4 座長及び副座長

- 1 推進会議に座長及び副座長を置く。
- 2 座長は、福祉保健局長の職にある者をもって充てる。
- 3 副座長は、福祉保健局技監の職にある者をもって充てる。

第5 会議

- 1 座長は、推進会議を招集し、主宰する。
- 2 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 座長は、必要に応じて推進会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。
- 4 第2に定める協議事項のうち、特に、緊急性・重要性のある場合を除き、幹事会の開催をもって推進会議の開催にかえることができる。

第6 幹事会

- 1 推進会議に、推進会議を補佐するため、幹事会を置く。
- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会長は、福祉保健局感染症危機管理担当部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会長は、幹事会を招集し、主宰する。
- 5 幹事会長は、必要に応じて幹事会に幹事以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

第7 庶務

推進会議及び幹事会の庶務は、福祉保健局健康安全部感染症対策課において処理する。

第8 補則

この要綱に定めのあるもののほか、推進会議の運営その他この要綱の施行に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

2 平成16年7月31日までの間、第4の規定中「福祉保健局長」とあるのは「健康局長」と、「福祉保健局技監」とあるのは「健康局技監」と、第6の規定中「福祉保健局感染症・環境安全担当部長」とあるのは「健康局医療サービス部長」と、第7の規定中「福祉保健局健康安全室」とあるのは「健康局医療サービス部」と、別表1中「福祉保健局長」とあるのは「健康局長」と、「福祉保健局技監」とあるのは「健康局技監」と、「福祉保健局企画担当部長」とあるのは「健康局参事(企画担当)」と、「福祉保健局障害者施策推進部長」とあるのは「福祉局障害福祉部長」と、「福祉保健局感染症・環境安全担当部長」とあるのは「健康局医療サービス部長」と、別表2中「福祉保健局感染症・環境安全担当部長」とあるのは「健康局医療サービス部長」と、「福祉保健局総務部企画課長」とあるのは「健康局総務部企画課長」と、「福祉保健局健康安全室感染症対策課長」とあるのは「健康局医療サービス部感染症対策課長」と、「福祉保健局健康安全室副参事(エイズ対策担当)」とあるのは「健康局医療サービス部副参事(エイズ対策担当)」と、「福祉保健局障害者施策推進部計画課長」とあるのは「福祉局障害福祉部計画課長」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月25日に施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月29日に施行し、平成20年4月1日から適用する。

別表 1

福祉保健局長
福祉保健局技監
福祉保健局企画担当部長
福祉保健局保健政策部長
福祉保健局障害者施策推進部長
福祉保健局感染症危機管理担当部長
知事本局計画調整部長
青少年・治安対策本部総合対策部長
総務局労務担当部長
総務局人権部長
総務局職員研修所次長
財務局主計部長
病院経営本部サービス推進部長
生活文化スポーツ局広報広聴部長
生活文化スポーツ局都民生活部長
生活文化スポーツ局私学部長
産業労働局雇用就業部長
教育庁地域教育支援部長
教育庁指導部長

別表 2

福祉保健局感染症危機管理担当部長
福祉保健局総務部企画担当課長
福祉保健局保健政策部副参事（保健所調整担当）
福祉保健局障害者施策推進部計画課長
福祉保健局健康安全部感染症対策課長
福祉保健局健康安全部副参事（エイズ・新興感染症担当）
知事本局計画調整部副参事（生活担当）
青少年・治安対策本部総合対策部青少年課長
総務局人事部職員支援課長
総務局人権部人権施策推進課長
総務局職員研修所研修課長
財務局主計部予算第二課長
病院経営本部サービス推進部患者サービス課長
生活文化スポーツ局広報広聴部広報課長
生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課長
生活文化スポーツ局私学部私学行政課長
産業労働局雇用就業部労働環境課長
教育庁地域教育支援部義務教育課長
教育庁指導部指導企画課長



日本だから、できる。あたらしいオリンピック・パラリンピック！